

# 広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援に関する 専門家派遣事業について

本事業は、地方公共団体及びDMO(以下、地方公共団体等)へインバウンド観光に関する専門家を派遣し、訪日外国人旅行者の誘客に向けた地域の取組促進を支援する取組です。

観光振興に向けて、地域で気付かれていない新たな魅力や課題等の発掘、施策の提案及び地域の観光関係者のスキル向上等に、是非ご活用ください。

## 専門家派遣のポイント

- 専門家は要請を受けた地域に訪問し、外国人等の目線から助言等を行います。
- 同じ地方公共団体等が複数回の派遣を要請することも可能です。
- 専門家の受入において、地方公共団体等で特別な準備などする必要はありません。
- 専門家は地方公共団体等で選定するか、事務局に選定を任せるか選択可能です。
- 専門家の派遣に関わる旅費・謝金(1日6時間を上限とします)については事務局が負担します。

## 地方公共団体等から専門家派遣を要請する場合の流れ

要請書を事務局へ提出

派遣する日程等を調整



派遣された専門家から、助言・指導を受ける

助言・指導内容や  
今後の取組を報告



<平成30年度 お問い合わせ先>

(事務局)株式会社JTB 霞が関事業部

〒100-6051 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング23階

TEL: 03-6737-9261 / FAX: 03-6737-9264 / MAIL: [koikikanko@jtb.com](mailto:koikikanko@jtb.com)

(委託者)観光庁 観光地域振興課